

御浜町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月

三重県 御浜町

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と町民意見の反映.....	5
第2章 子ども・子育て支援の現状	9
1 子どもを取り巻く現状.....	9
(1) 人口等の動向.....	9
(2) 合計特殊出生率の推移.....	11
(3) 世帯数の推移.....	12
(4) 就業率の推移.....	13
2 主な施策・事業の実施状況.....	14
(1) 教育・保育事業の実施状況.....	14
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	14
3 調査結果からみられる現状.....	18
(1) 調査概要.....	18
(2) 子育て世帯の主な保育者等の状況.....	19
(3) 定期的な教育・保育事業の利用について.....	22
(4) 地域の子育て支援事業（子育て支援室等）の利用について.....	23
(5) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ.....	24
(6) 放課後の過ごし方の希望.....	25
(7) 育児休業制度利用の状況.....	26
(8) 現在の暮らしの状況.....	28
4 施策の進捗評価.....	31
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本方針.....	35
2 基本目標.....	36
第4章 子ども・子育て支援の施策展開	41
1 子育て支援の充実に向けた環境づくり.....	41

(1) 子育て支援サービスの充実	41
(2) 相談支援体制の充実	42
(3) 子育てと仕事の両立のための環境整備	43
2 母と子の健康づくり	44
(1) 健やかな妊娠・出産に向けた支援	44
(2) 子どもの発達・発育に向けた支援	45
3 子どもが健やかに育つ環境づくり	46
4 要保護児童等へのきめ細かな支援体制づくり	47
(1) 児童虐待への対応	47
(2) 障がいのある子どもや家庭に対する支援	48
5 子どもの貧困対策における支援体制づくり	49
(1) 支援体制の充実	49
(2) ひとり親家庭等に対する支援	50
(3) 経済的支援の充実	50
第5章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制の確保	53
1 教育・保育事業等の提供区域	53
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	54
(1) 推計の手順	54
(2) 子ども人口の推計	55
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	56
3 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期	57
(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策	57
(2) 幼稚園、認定こども園、保育所	58
4 地域子ども・子育て支援事業の確保内容及び実施時期	59
(1) 時間外保育事業（延長保育）	59
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	59
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	60
(4) 地域子育て支援拠点事業	60
(5) 一時預かり事業	61
(6) 病児・病後児保育事業	62
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	62
(8) 利用者支援事業	63
(9) 妊婦健診事業	63
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	64
(11) 養育支援訪問事業	64
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	65

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	65
5 教育・保育の一体的提供と体制の確保	66
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	66
第6章 計画の推進体制	69
1 計画の推進体制	69
2 計画の評価・検証	69
資料編	73
1 子ども・子育て会議設置要綱	73



第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援の分野においては、急速な少子化の進行に伴い、平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』が創設され、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととされました。

御浜町においても、「御浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子どもやその家族に対する支援を充実させるため、子育て支援室の拡充を図り、子どもやその保護者が気軽に交流ができる環境を整備するとともに、福祉・保健等の窓口を一元化した子ども家庭室を設置し、妊娠期から切れ目のない支援を推進してきました。

さらに国は、人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性と総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の幼児教育の経済的負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正しており、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなりました。

次なる5か年計画である「御浜町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、第1期計画の事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、御浜町に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、さらなる良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

これを踏まえて、御浜町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 計画の位置づけ

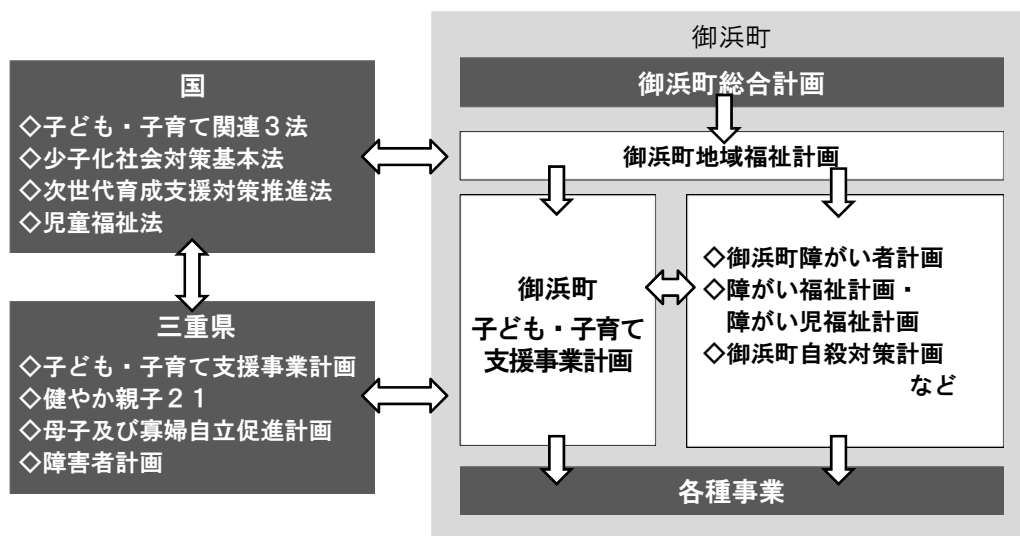
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで御浜町が取り組んできた次世代育成支援行動計画の一部を含めた計画とし、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画は、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、総合計画をはじめ、他の既存計画や関連法案との整合性を図り、また、国・県との調和が保たれるよう策定しています。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

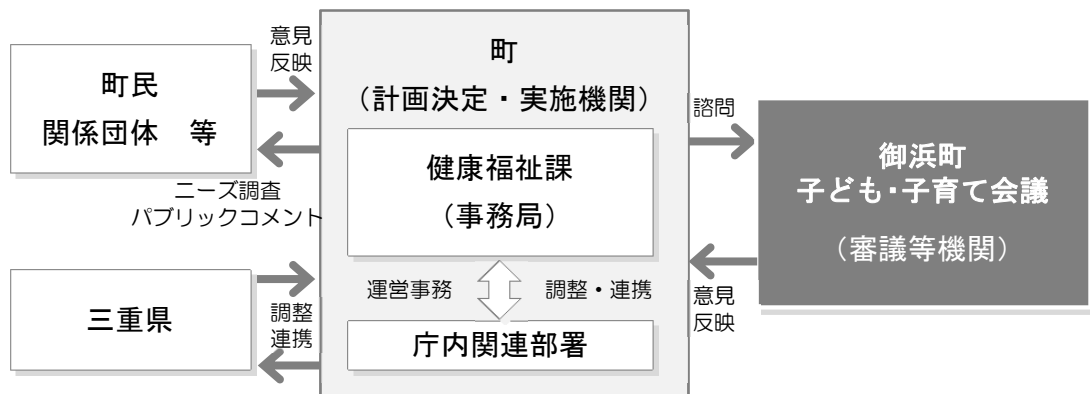
■ 計画期間


H27 (2015) 年度	H28 (2016) 年度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31/R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度
御浜町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	御浜町第2期子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と町民意見の反映

本計画を策定するにあたり、庁内の関係部署及び県や近隣市町と協議・調整を行いながら相互に連携を図りました。また、「御浜町子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者に計画に対する意見を求めるとともに、ニーズ調査やパブリックコメントを通して得られた子育てに関わっている町民やそれを支援している関係者の意見を考察し、計画に反映しました。

■ 計画の策定体制





第2章

子ども・子育て支援の現状



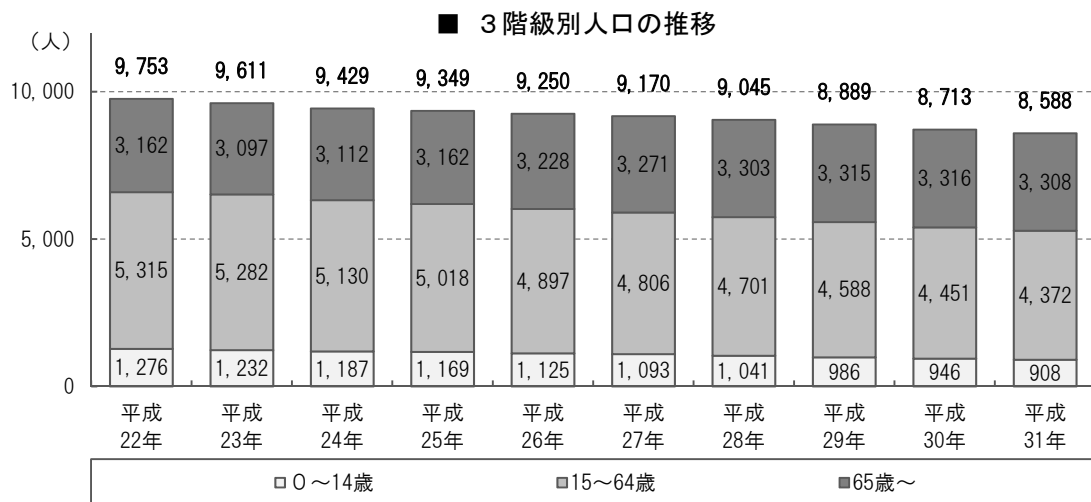
第2章 子ども・子育て支援の現状

1 子どもを取り巻く現状

(1) 人口等の動向

① 人口（3区分）の推移

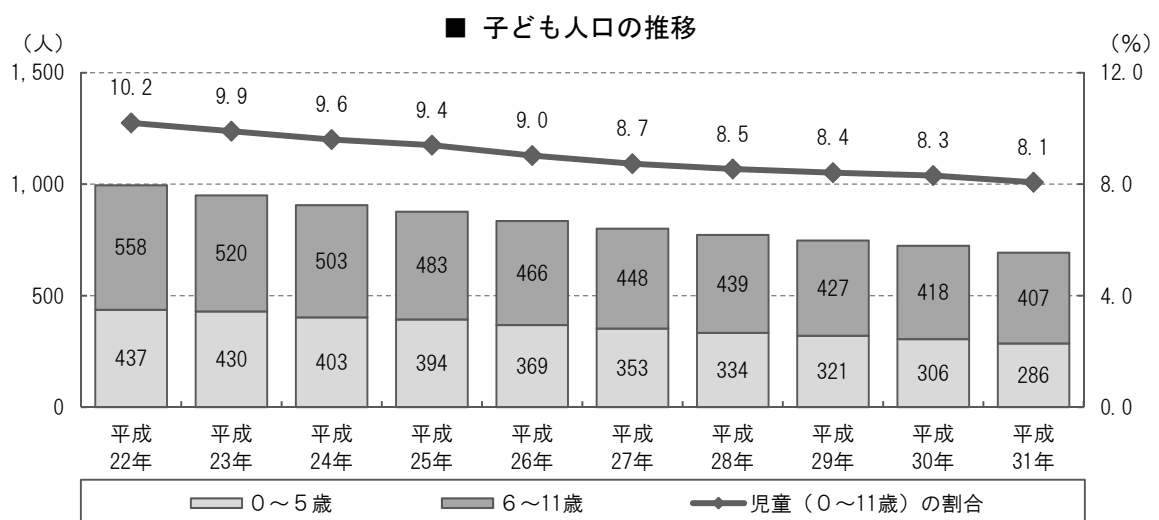
人口推移を3階級別人口で見ると、平成22年以降生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）ともに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 児童（就学前児童、小学生）の推移

就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）もまた、平成22年以降減少しています。また、児童（0～11歳）の総人口に対する割合も低下しています。

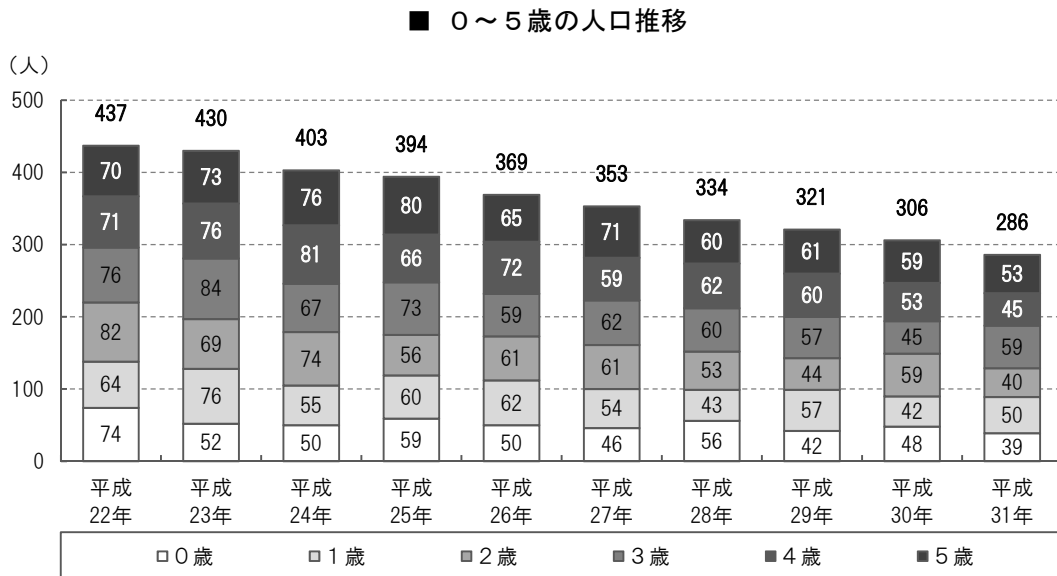


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 就学前児童（1歳階級別）人口の推移

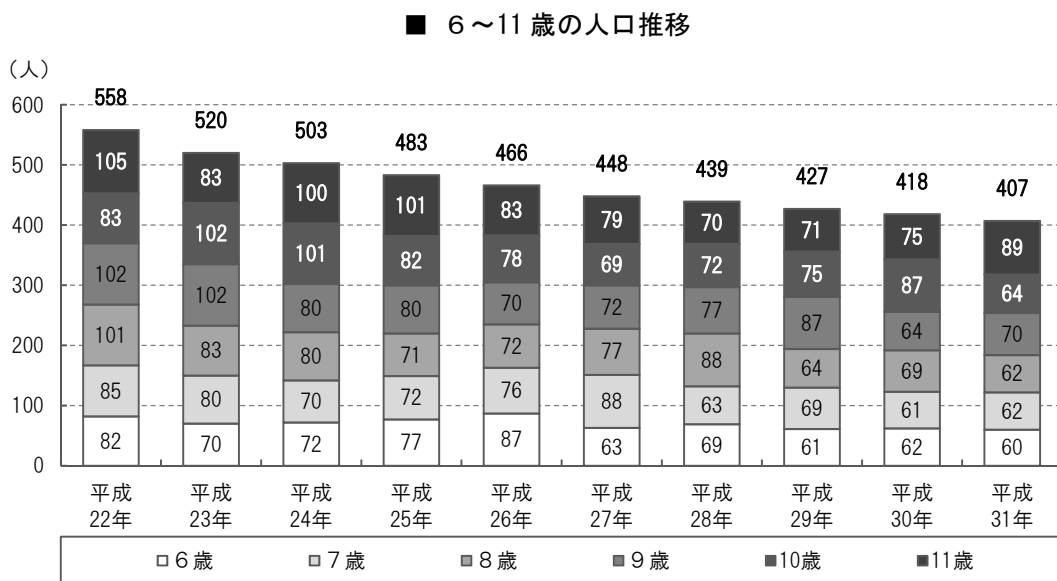
就学前児童（0～5歳）人口の1歳階級別の推移をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

④ 小学生（1歳階級別）人口の推移

小学生（6～11歳）人口の1歳階級別の推移も同様に、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。

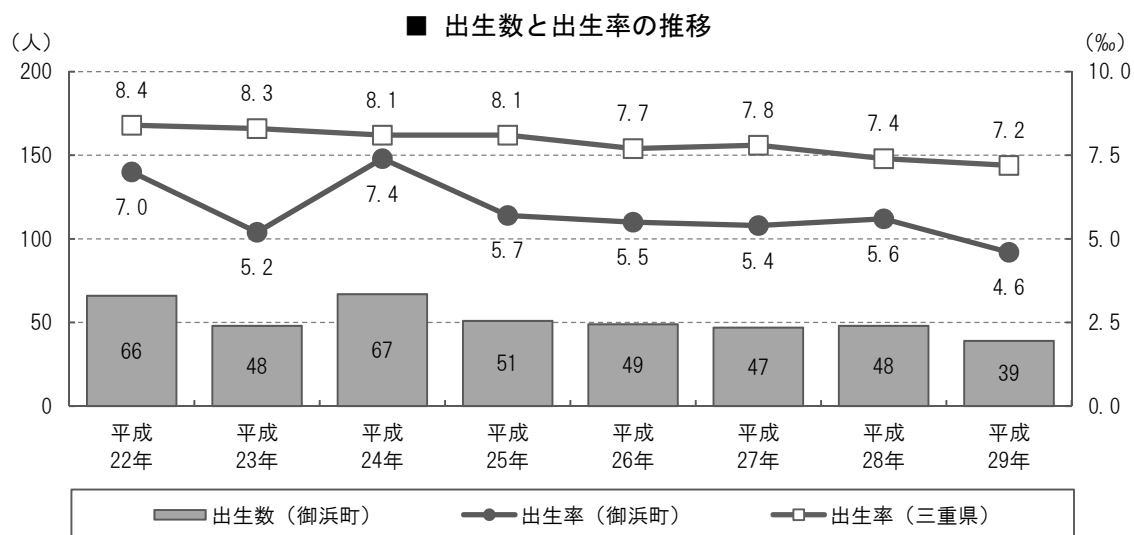


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

⑤ 出生数と出生率の推移

出生数と出生率の推移をみると、出生数は平成25年以降50人前後で推移していましたが、平成29年は39人まで減少しています。

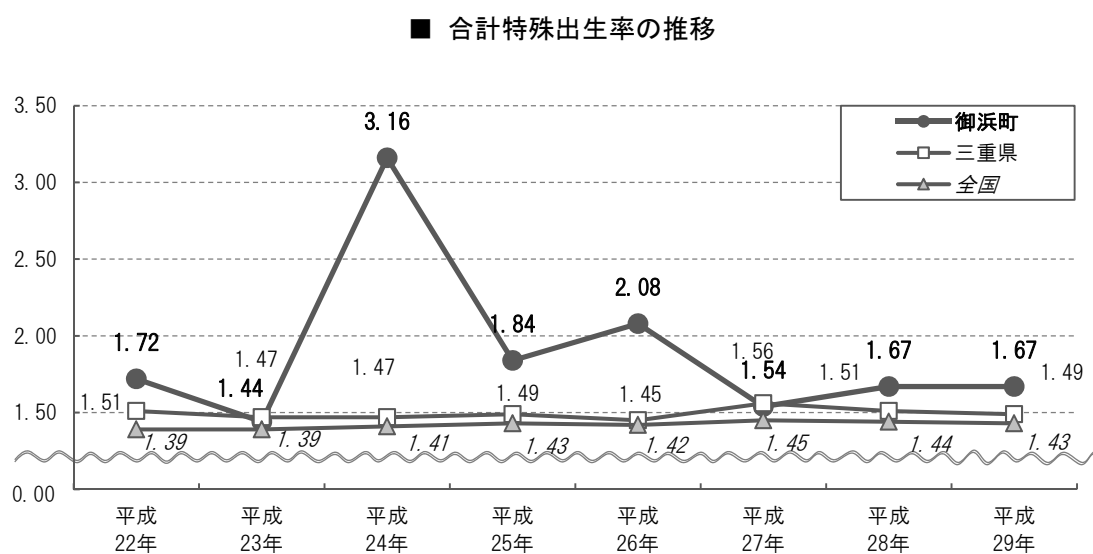
また、出生率はいずれの年も県平均を下回っており、平成29年は4.6まで低下しています。



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながらも、いずれの年も全国平均を上回っています。

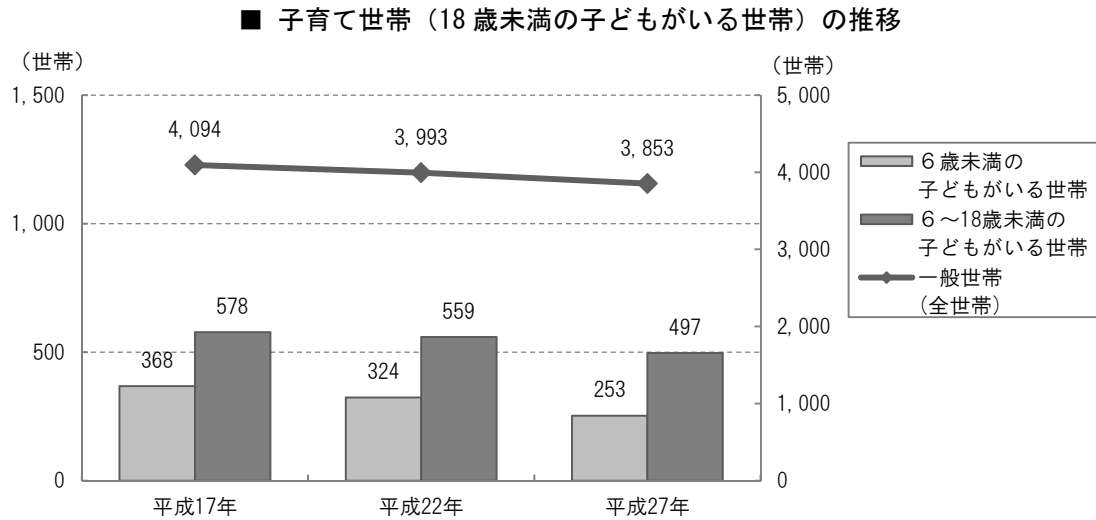


資料：人口動態統計

(3) 世帯数の推移

① 子育て世帯の推移

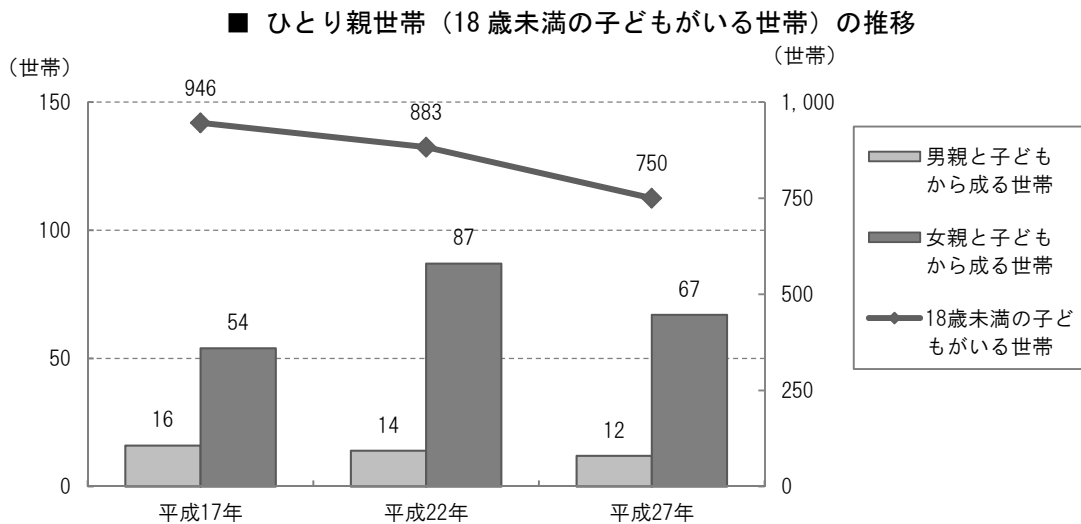
子育て世帯の推移をみると、一般世帯数の減少に伴い、6歳未満の子どもがいる世帯・6～18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

② ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、女親と子どもから成る世帯は平成22年には87世帯まで増加しましたが、平成27年には67世帯に減少しています。一方、男親と子どもから成る世帯は減少しています。



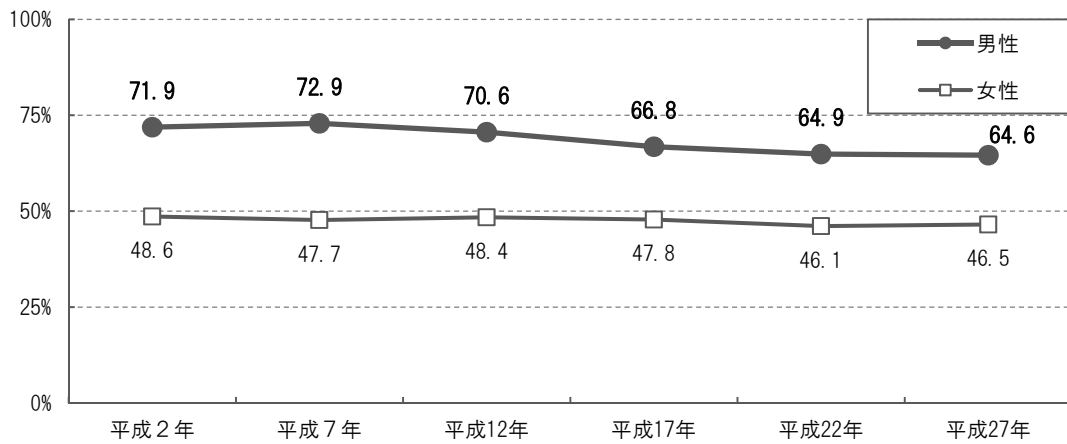
資料：国勢調査



(4) 就業率の推移

就業率の推移をみると、男性は平成7年以降低下しており、平成27年には64.6%となっています。一方、女性は横ばいで推移しており、平成27年は46.5%となっています。

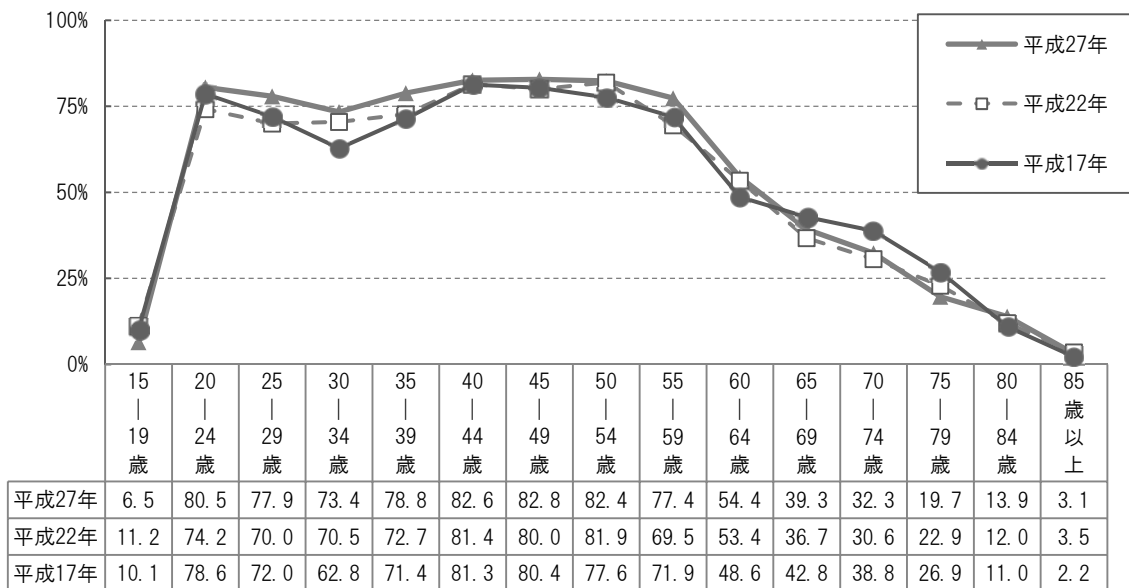
■ 男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年代別労働力率をみると、出産・育児期に落ち込み、再び上昇するM字カーブを描いています。平成17年と比べて平成27年は、M字カーブの落ち込みが緩やかになっています。

■ 女性の年代別労働力率



資料：国勢調査

2 主な施策・事業の実施状況

(1) 教育・保育事業の実施状況

保育所・認定こども園の定員数と入所児童数の推移をみると、保育所入所児童数は年々減少しています。また、認定こども園の入所児童数は年々増加しており、平成29年には定員数を上回っています。

■ 定員数と入所児童数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所 定員数（人）	200	200	200	200	200
保育所 入所児童数（人）	126	103	95	81	70
認定こども園 定員数（人）	120	120	120	120	120
認定こども園 入所児童数（人）	103	115	126	126	125

資料：健康福祉課（各年4月1日）

■ 年齢別入所児童数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数（人）	229	218	221	207	195
内訳 0歳児	4	2	4	3	3
1歳児	23	19	20	20	20
2歳児	35	36	34	42	32
3歳児	51	53	54	41	51
4歳児	50	53	56	46	41
5歳児	66	55	53	55	48

資料：健康福祉課（各年4月1日）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育事業の利用状況をみると、利用者数は30～40人前後で推移しています。

■ 延長保育事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	—	31	37	26	32

※平成26年度は、他の年度と算定基準が異なるため、記載していません。

資料：庁内資料



② 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況をみると、利用者数は年々増加しています。

■ 放課後児童クラブの利用状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
クラブ数（か所）	2	2	2	3	3
定員数（人）	70	70	70	110	110
利用者数（人）	70	82	89	111	113

資料：健康福祉課（各年4月1日）

学年別の内訳をみると、いずれの学年も増加傾向となっています。平成27年と比べて平成31年は、小学校高学年の利用割合が高くなっています。

■ 放課後児童クラブ（学年別）の利用状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入会児童数 合計（人）	70	82	89	111	113
内訳 1年生（人）	19	24	17	22	22
2年生（人）	18	21	24	17	24
3年生（人）	15	18	16	28	17
4年生（人）	9	10	16	16	20
5年生（人）	2	8	11	16	16
6年生（人）	7	1	5	12	14

資料：健康福祉課（各年4月1日）

③ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、利用者数は減少傾向となっていますが、利用率は増加しています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	3,085	2,775	2,139	1,742	2,448

資料：庁内資料



④ 一時預かり事業の利用状況

一時預かり事業の利用状況をみると、幼稚園在園児の利用者数は年々減少しています。一方で、幼稚園在園児以外の利用者数は年々増加しています。

■ 一時預かり事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数 幼稚園在園児（人）	—	—	1,743	1,626	912
利用者数 上記以外（人）	—	63	95	121	212

資料：庁内資料

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

子育て援助活動支援事業は平成30年3月より開所しており、平成30年の利用者数は4人となっています。

■ 子育て援助活動支援事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数（人）	—	—	—	0	4
登録者数（人）	—	—	—	4	9
提供会員数（人）	—	—	—	8	3

資料：庁内資料

⑥ 妊婦健康診査の利用状況

妊婦健康診査の利用状況をみると、対象人数は年々減少していますが、定期的な受診率はほぼ100%となっています。

■ 妊婦健康診査の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
対象人数（人）	75	82	73	70	57
延べ健診回数（回）	507	650	520	531	458

資料：庁内資料



⑦ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

乳児家庭全戸訪問事業の利用状況をみると、訪問人数は減少傾向となっていますが、訪問率は100%となっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数（人）	60	43	43	43	39
訪問家庭数（世帯）	48	43	42	43	38

資料：庁内資料

⑧ 養育支援訪問事業の利用状況

養育支援訪問事業の利用状況をみると、訪問人数は増加傾向となっています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
訪問人数（人）	0	0	1	1	2
訪問家庭数（世帯）	0	0	1	1	2
延べ訪問回数（回）	0	0	1	3	2

資料：庁内資料

⑨ 発達相談の利用状況

発達相談の利用状況をみると、相談件数は増加傾向となっています。

■ 発達相談の利用状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相談件数（件）	—	—	—	56 (実人数12)	118 (実人数17)

資料：庁内資料

3 調査結果からみられる現状

(1) 調査概要

本計画策定にあたり、子育て支援施策を推進するために必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、町の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的とした調査を実施しました。

■ 調査票の種類と調査の実施方法等

	就学前児童用調査票	小学生以上用調査票
調査対象者	就学前児童を持つ保護者	小学生・中学生・高校生を持つ保護者
配布数	289件	680件
抽出方法	全数調査	全数調査 ※高校生を対象とした保護者のみ無作為抽出調査
調査方法	配布：町内保育所在籍児童は保育所を通じて配布、それ以外は郵送 回収：すべて郵送	配布：町内小中学校在籍児童・生徒は学校を通じ配布、それ以外は郵送 回収：すべて郵送
調査時期	令和元年7月12日～令和元年7月26日	

■ 調査票の配布・回収状況

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童用調査票	289	143	49.5
小学生以上用調査票	680	313	46.0
内訳 小学生	403	182	45.2
中学生	215	105	48.8
高校生	62	25	40.3
不明	—	1	—

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

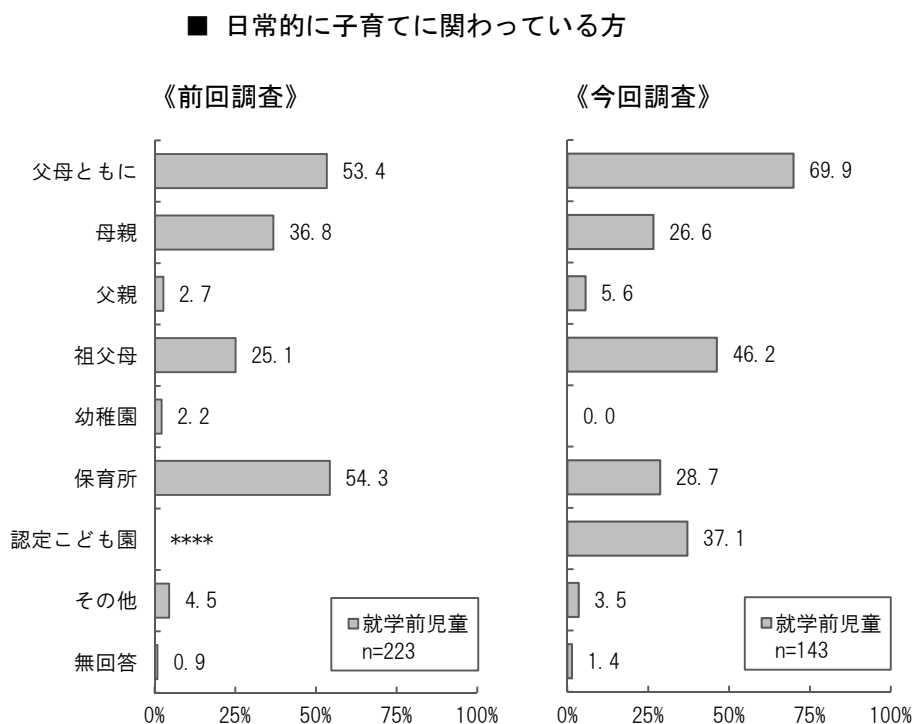


(2) 子育て世帯の主な保育者等の状況

① 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、就学前児童では「父母ともに」（69.9%）が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「祖父母」が21.1ポイント、「父母ともに」が16.5ポイント高くなっている一方で、「母親」は10.2ポイント低くなっています。また、保育所が認定こども園化したこともあり、「保育所」「認定こども園」の割合が分散しています。

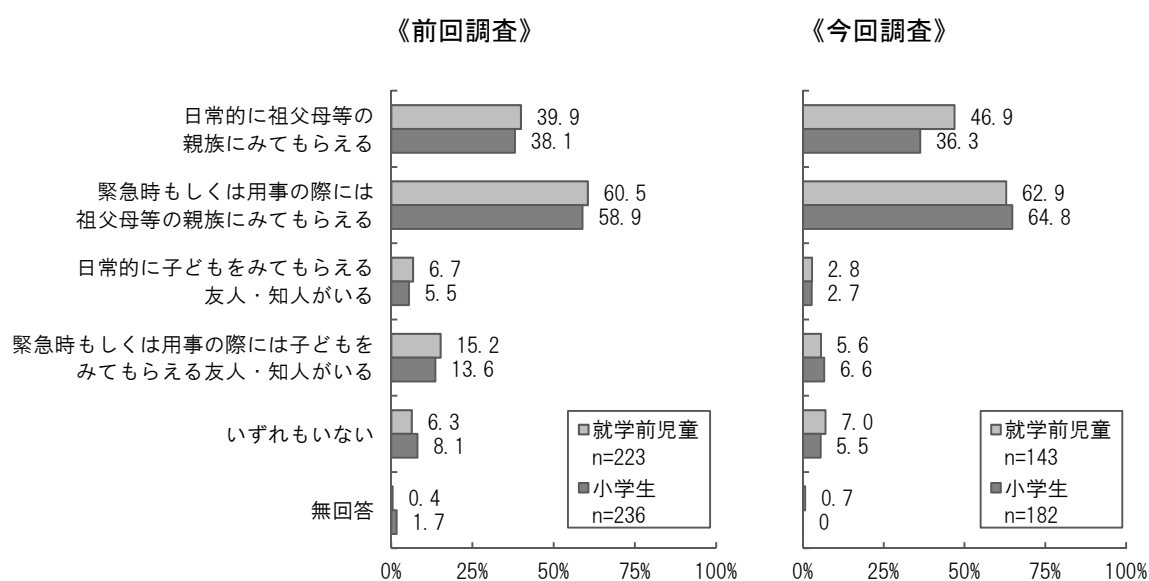


② 子どもをみてもらえる親族・知人

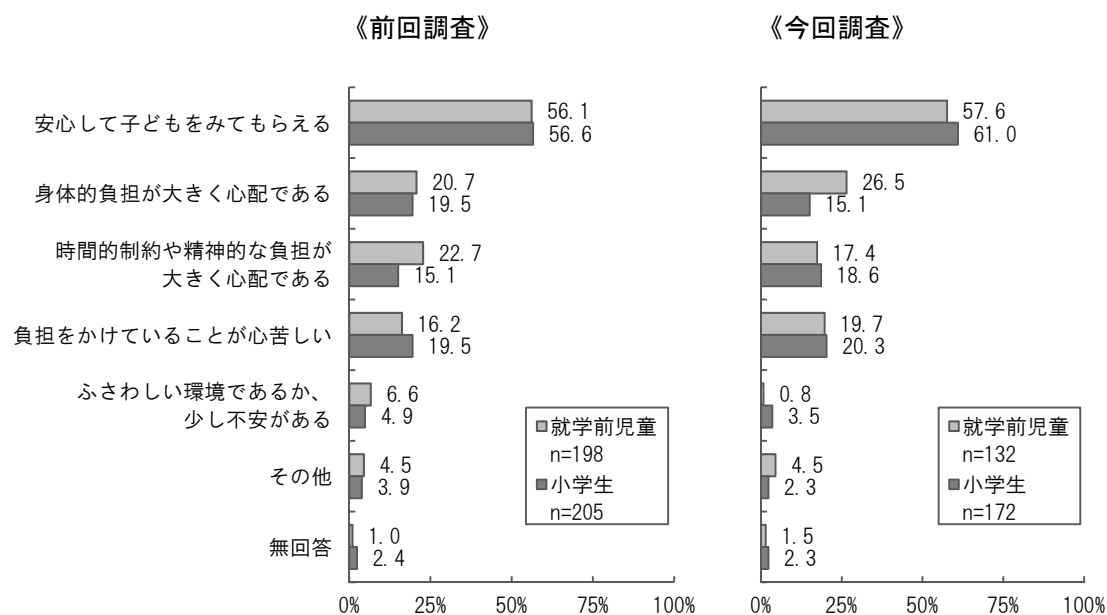
子どもをみてもらえる親族・知人の状況を見ると、就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（62.9%・64.8%）が最も高くなっています。また、親族や知人に子どもをみてもらっている方のうち、「安心して子どもをみてもらえる」（57.6%・61.0%）が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児童・小学生ともに「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した割合が低くなっています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の状況



■ 親族・知人に子どもをみてもらうことへの考え

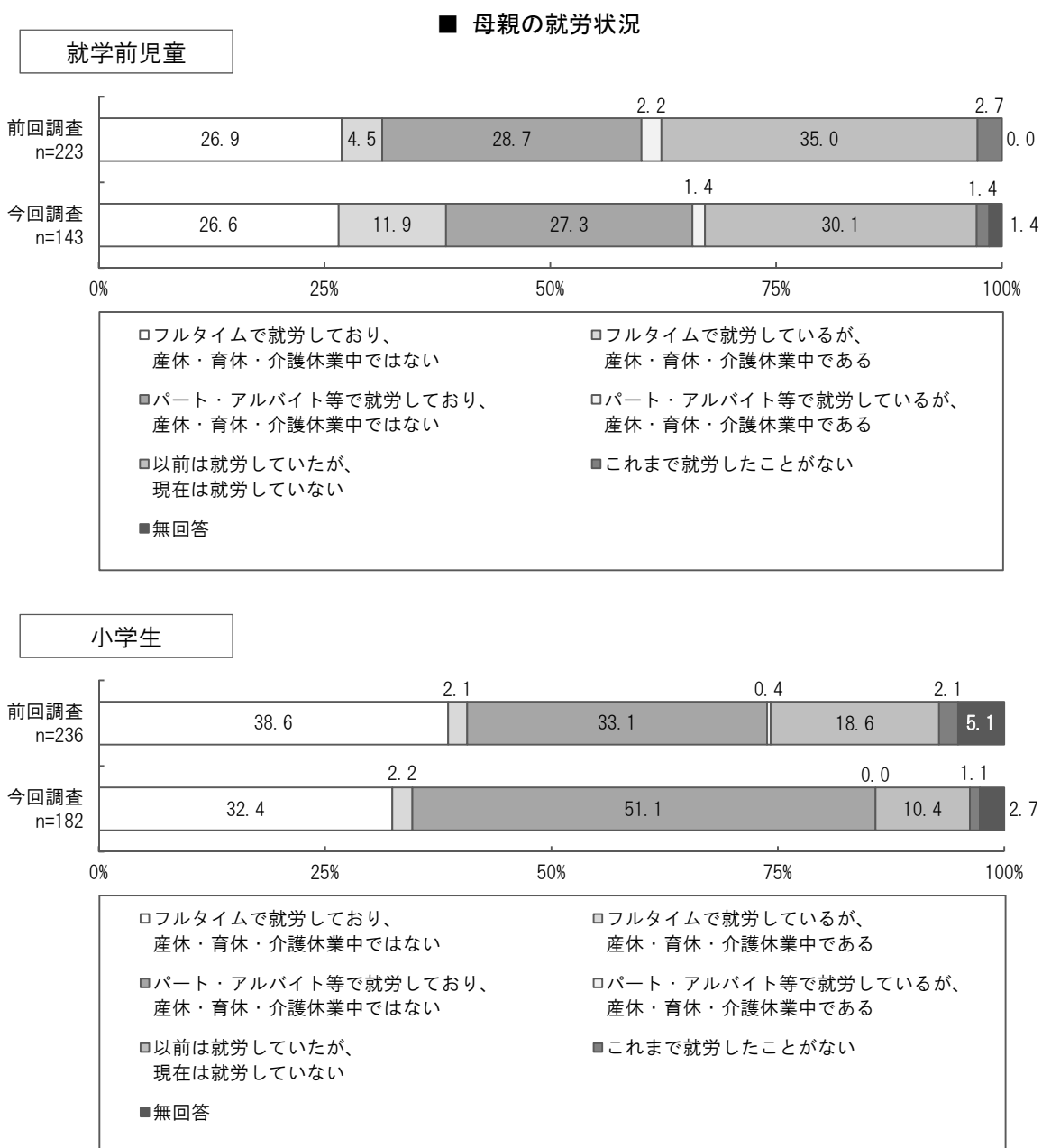




③ 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童では67.2%、小学生では85.7%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童では13.3%、小学生では2.2%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では4.9ポイント、小学生では11.5ポイント高くなっています。

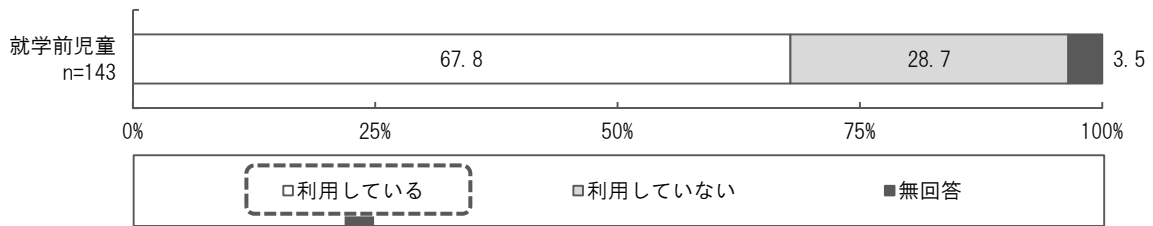


(3) 定期的な教育・保育事業の利用について

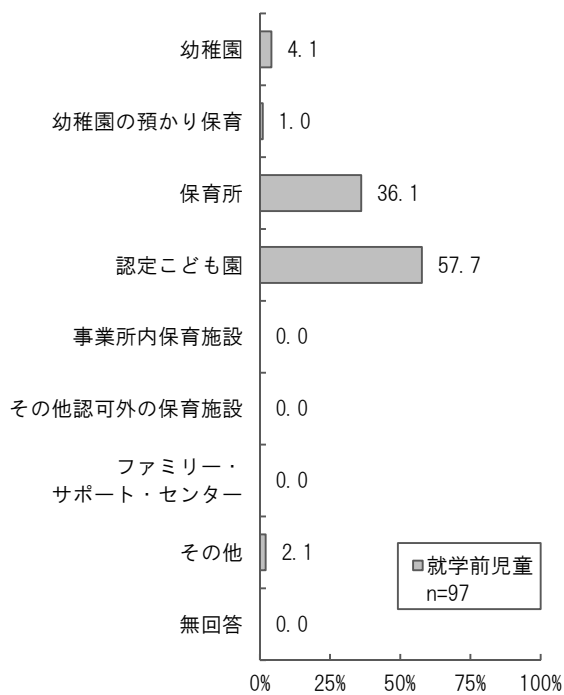
平日に定期的な教育・保育事業を利用している方は67.8%おり、利用している事業は「認定こども園」(57.7%)が最も高く、次いで「保育所」(36.1%)となっています。

利用を希望する事業は、「認定こども園」(53.8%)が最も高く、次いで「認可保育所」(49.0%)となっています。実際の利用割合との差をみると、「幼稚園」の乖離が最も大きく、希望割合が20.4ポイント上回っています。

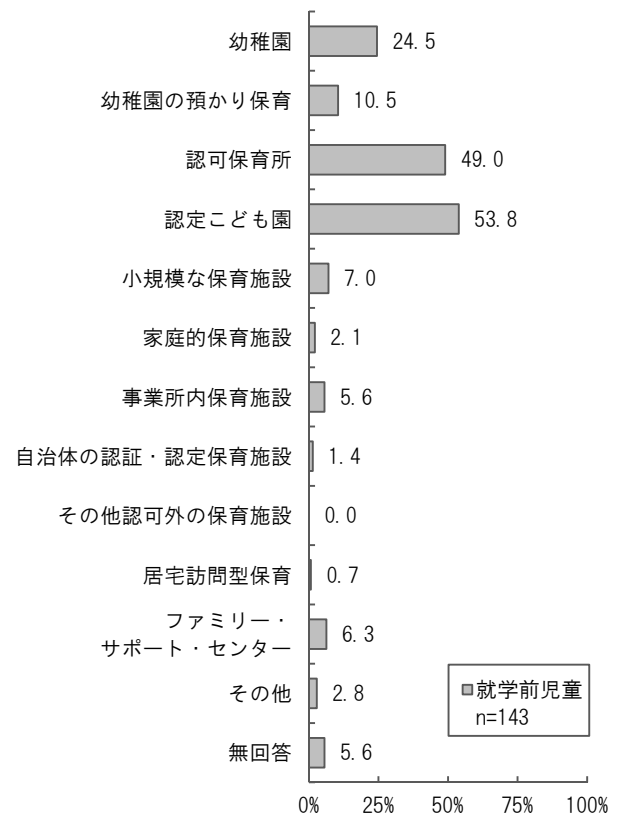
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 希望する定期的な教育・保育事業



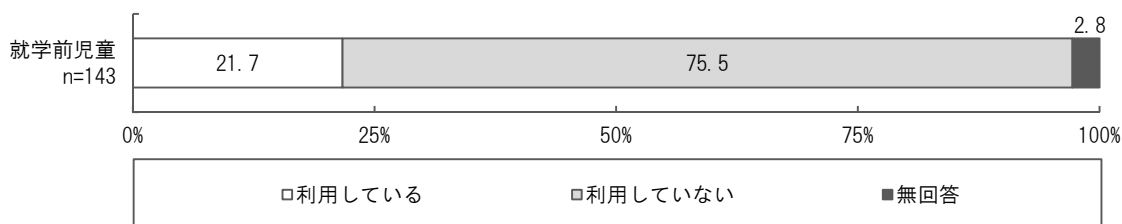


(4) 地域の子育て支援事業（子育て支援室等）の利用について

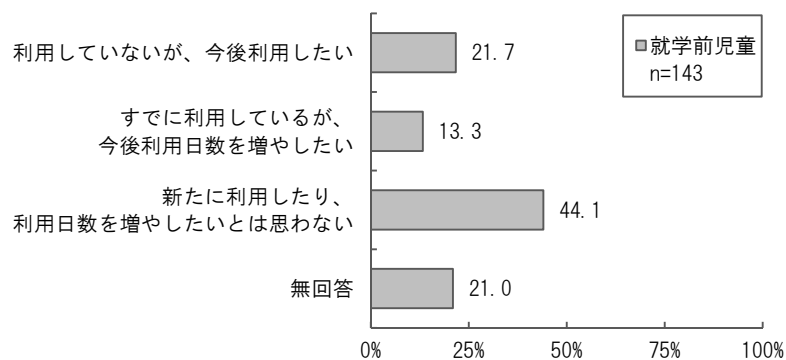
認定こども園志原保育所に併設している「子育て支援室」を利用している方は21.7%います。

子育て支援室のような地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」は21.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は13.3%となっています。

■ 子育て支援室の利用状況



■ 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



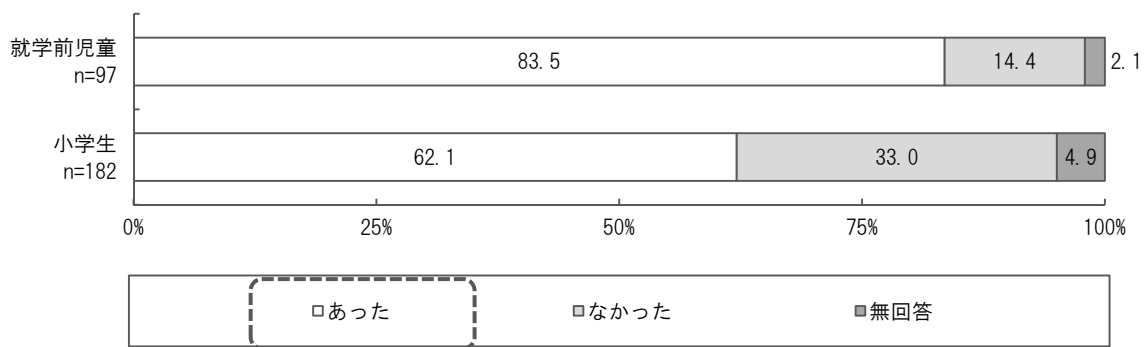
(5) 病児・病後児保育事業の潜在ニーズ

病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」方は、就学前児童で83.5%、小学生で62.1%います。

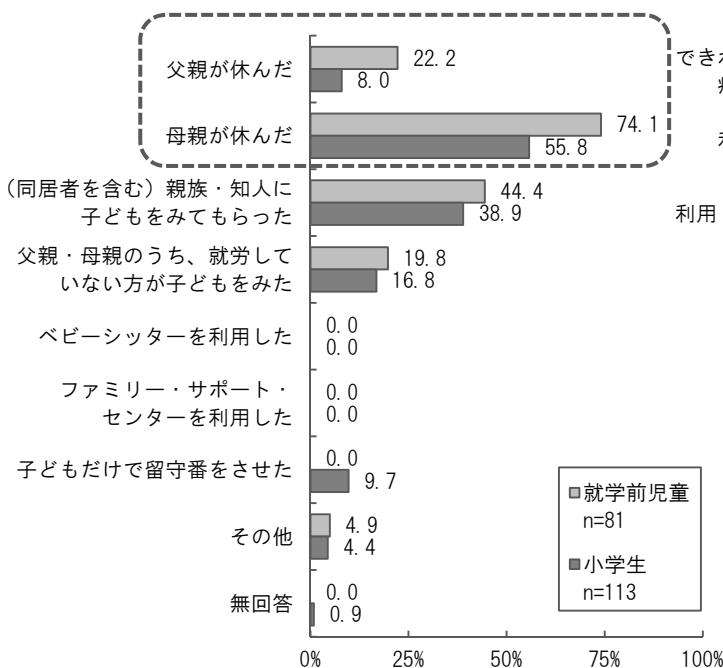
その際の対処方法をみると、就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」(74.1%・55.8%)が最も高くなっています。

父親・母親が休んで対処した方のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した、病児・病後児保育施設等の利用希望者は就学前児童で33.9%、小学生で15.9%となっています。

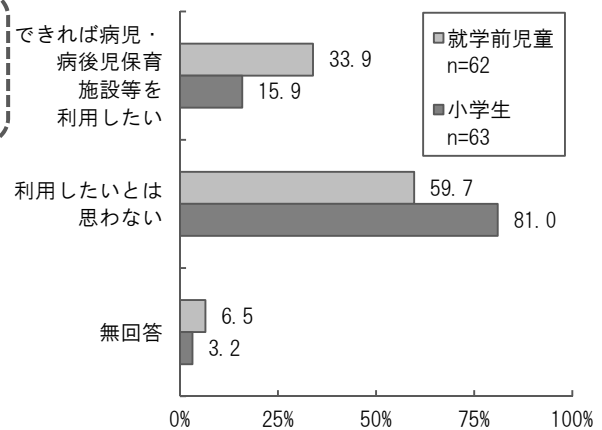
■ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



■ この1年間の対処方法



■ 病児・病後児保育施設等の利用意向



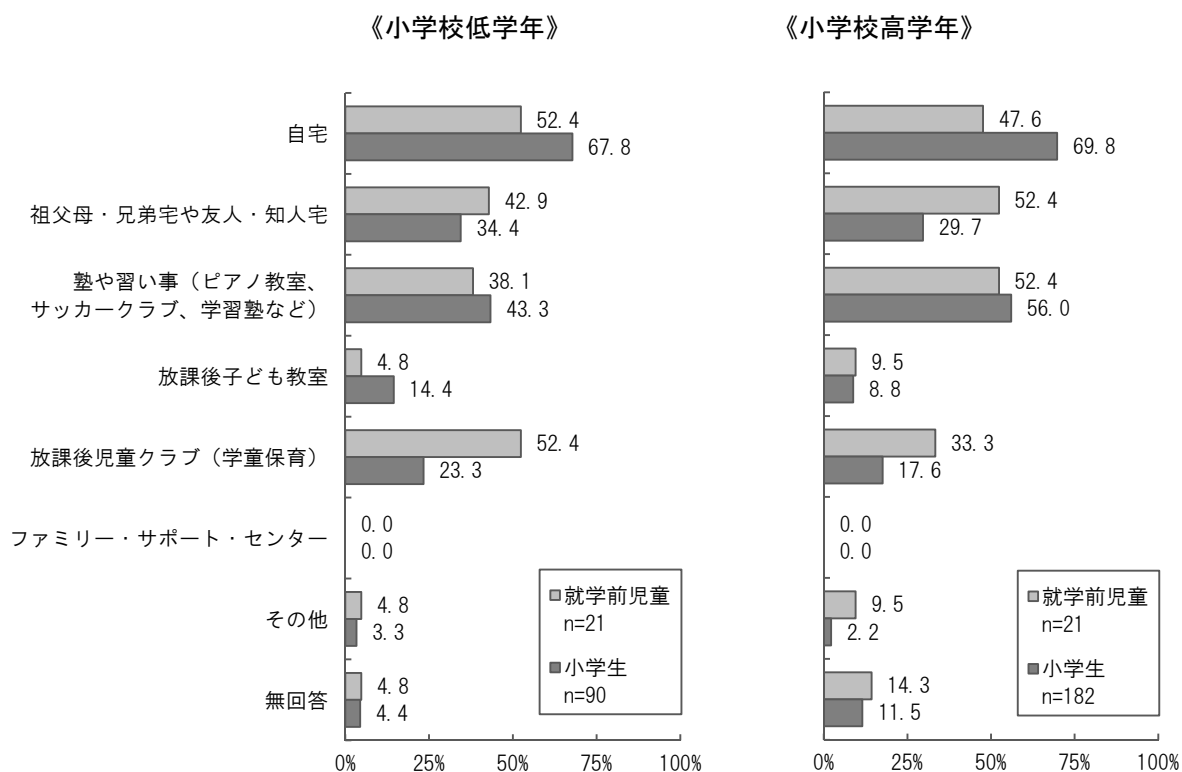


(6) 放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では小学校低学年は「自宅」「放課後児童クラブ」、小学校高学年は「祖父母・兄弟宅や友人・知人宅」「塾や習い事」と回答した割合が最も高くなっています。一方、小学生では小学校低学年・高学年ともに「自宅」と回答した割合が最も高くなっています。

就学前児童と小学生の調査結果と比較すると、小学校低学年では「放課後児童クラブ」と回答した割合が29.1ポイント低くなっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



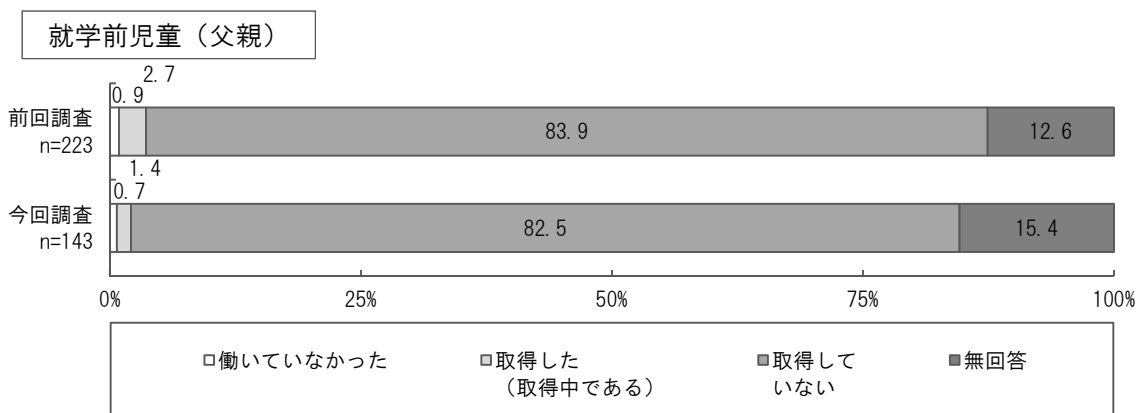
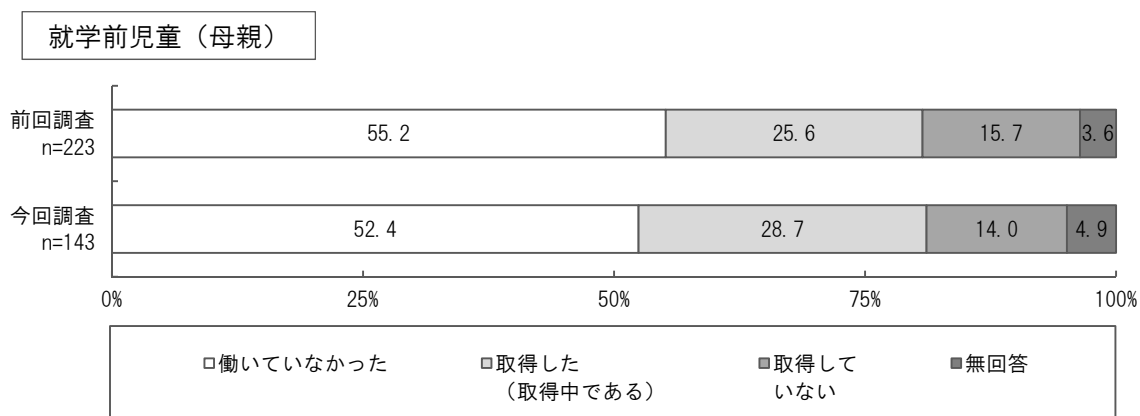
(7) 育児休業制度利用の状況

① 育児休業制度の取得状況

育児休業制度の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は28.7%、父親は1.4%となっています。

前回調査と比較すると、母親は3.1ポイント高く、父親は1.3ポイント低くなっています。

■ 育児休業制度の取得状況

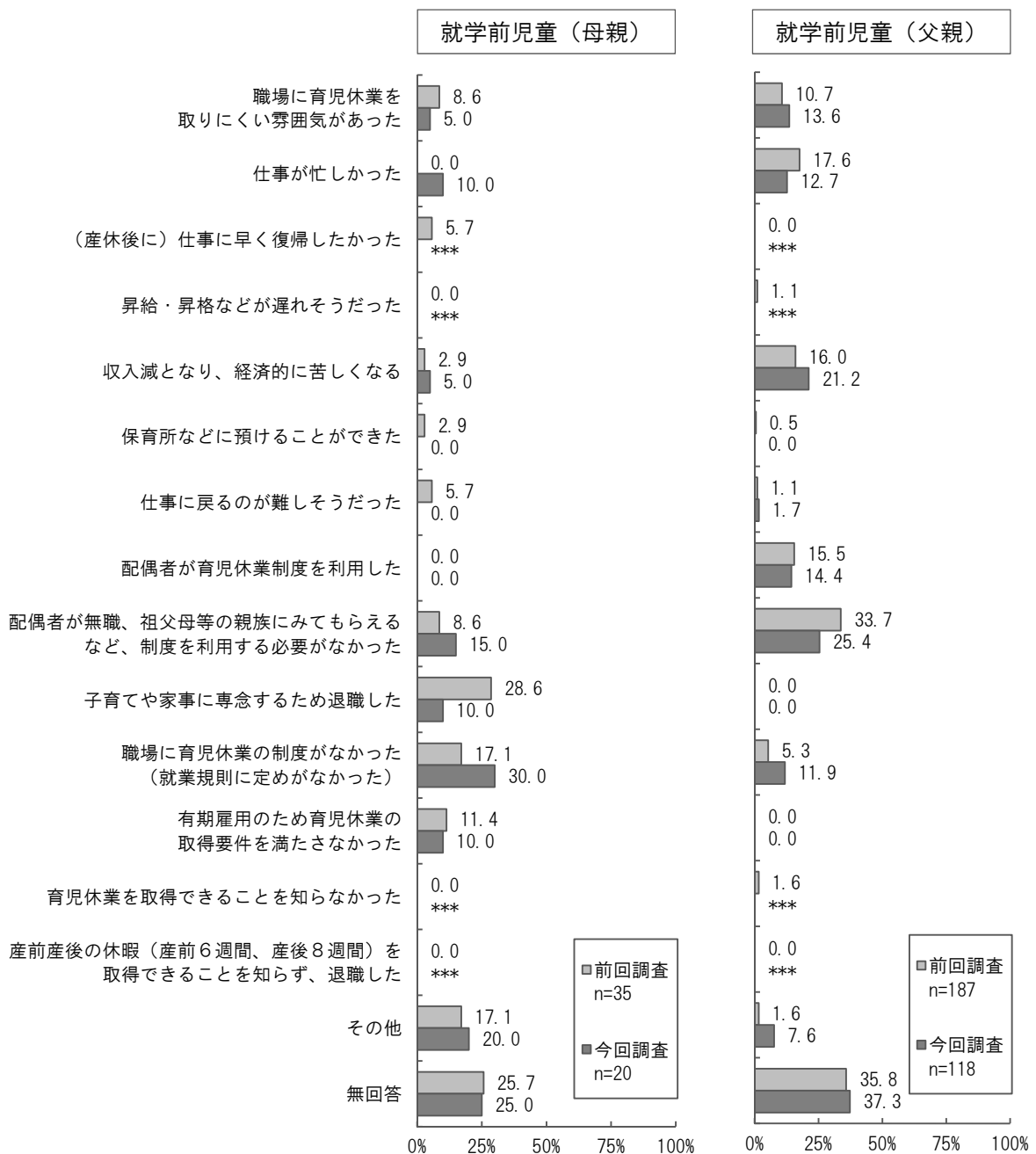


② 育児休業制度未取得の理由

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（30.0%）が、父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（25.4%）が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」と回答した割合が18.6ポイント低くなった一方で、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が12.9ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度未取得の理由

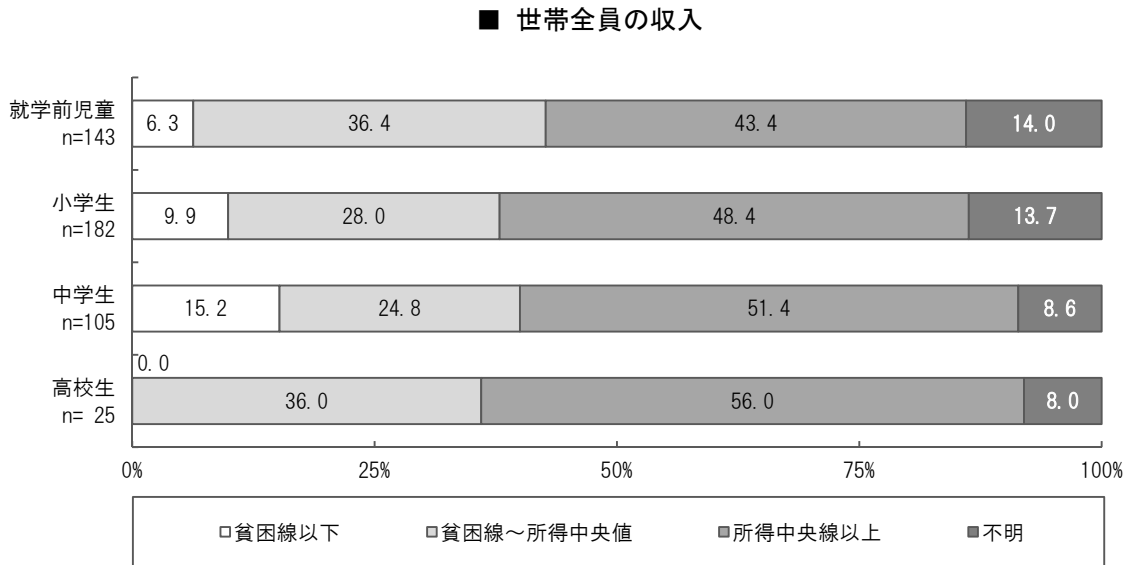


(8) 現在の暮らしの状況

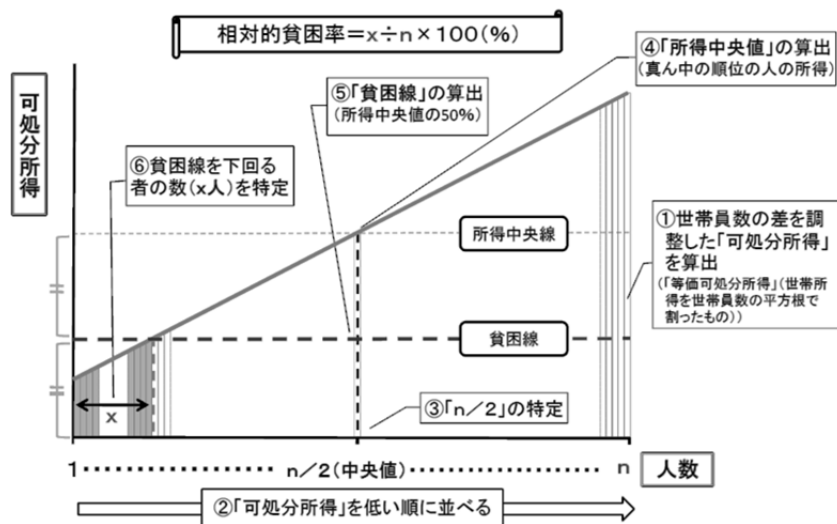
① 御浜町における子どもの貧困の状況

生計をともにしている世帯全体の収入をみると、就学前児童の世帯の6.3%が貧困線以下（87万円以下）、36.4%が貧困線～所得中央値（88万円～173万円）となっています。

小学生の世帯では、9.9%が貧困線以下（106万円以下）、28.0%が貧困線～所得中央値（107万円～212万円）となっています。



※ここでは、子どもの貧困の状況について分析しています。分析にあたっては、相対的貧困（その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態）率の算出方法に基づいています。



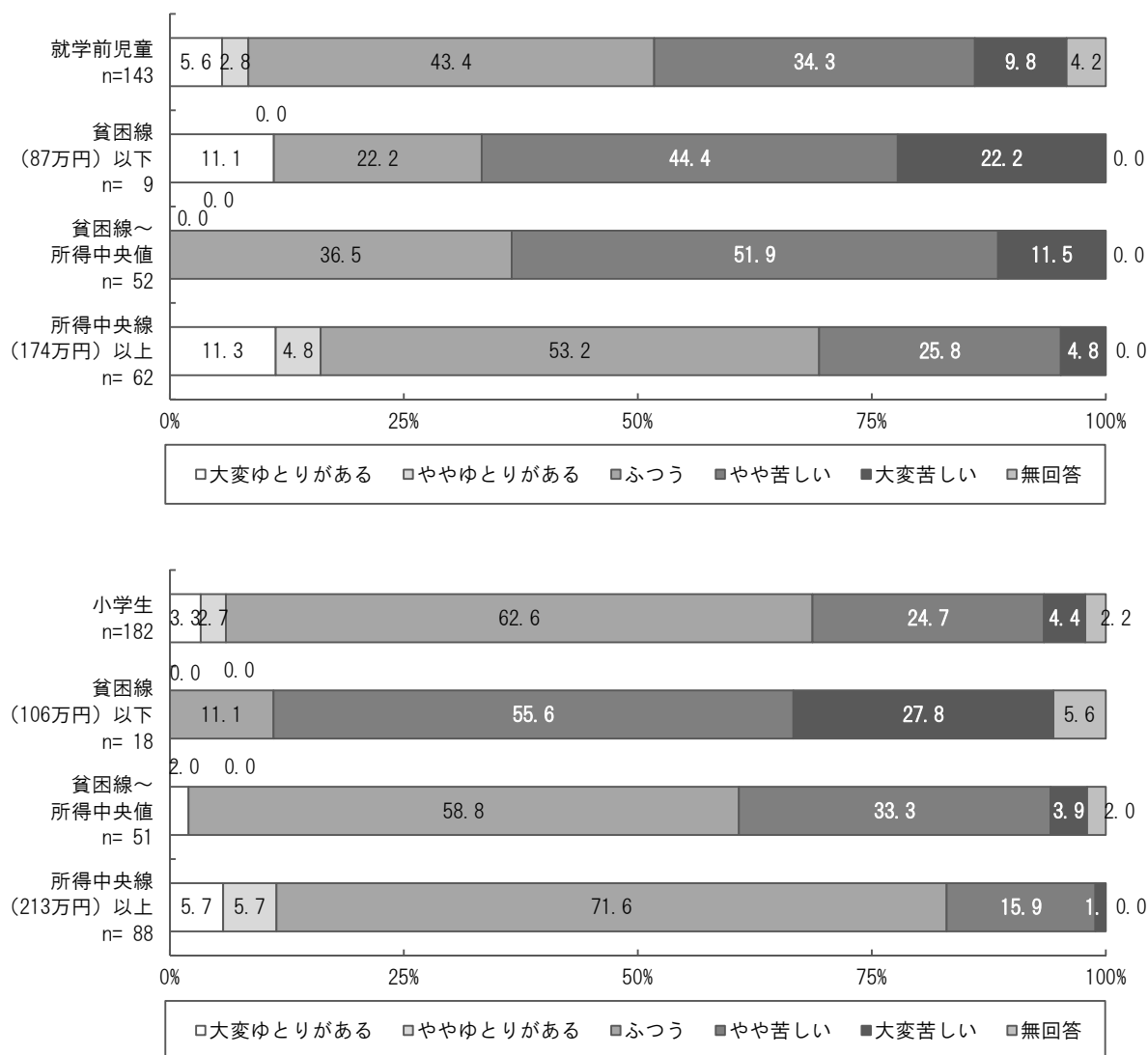


② 現在の暮らしの経済状況

現在の暮らしの経済状況をみると、就学前児童では、「ふつう」の割合が43.4%で最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が34.3%となっています。所得層別にみると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて高くなっています。

小学生でも、「ふつう」の割合が62.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が24.7%となっています。所得層別にみると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて20ポイント以上高くなっています。

■ 現在の暮らしの経済状況（就学前児童・小学生）

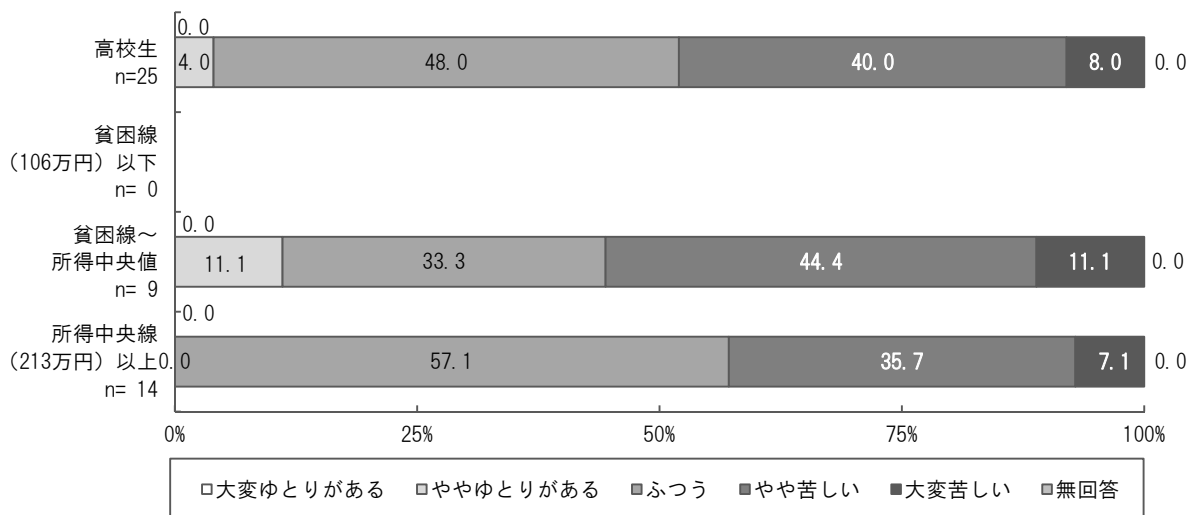
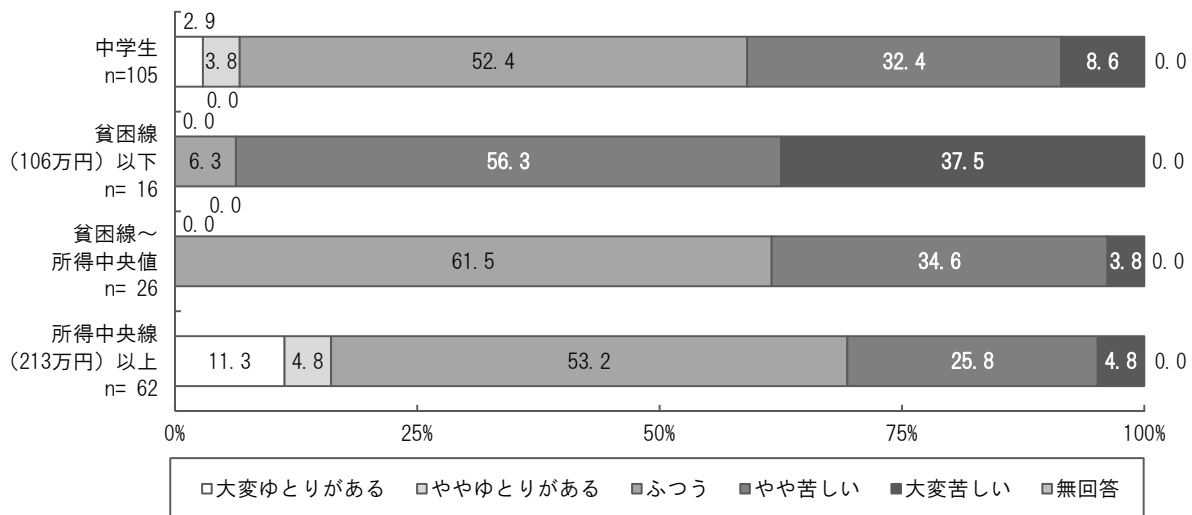




中学生では、「ふつう」の割合が52.4%で最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が32.4%となっています。所得層別に見ると、貧困線以下では「大変苦しい」の割合が他の所得層と比べて30ポイント以上高くなっています。

高校生でも、「ふつう」の割合が48.0%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が40.0%となっています。

■ 現在の暮らしの経済状況（中学生・高校生）



4 施策の進捗評価

第1期計画は、子ども・子育て支援に関連する施策において、4つの施策及び47ある事業により構成されています。

施策の進捗評価としては、事業拡充が進んだ事業が9事業、継続して推進できた事業が38事業となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	事業 拡充	横ばい・ 継続	停滞・ 未実施	評価 できず
計画全体	47	9	38	0	0
1 子育て支援サービスの充実	12	8	4	0	0
2 母と子の健康の保持・増進	29	0	29	0	0
3 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	2	1	1	0	0
4 要保護児童等へのきめ細かな対応	4	0	4	0	0

1 子育て支援サービスの充実

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成30年度より「あたわ共生施設つどい」にて事業を開始し、子どもの居場所づくりを拡充することができました。

また、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施している「子育て支援室」では、平成30年度より志原保育所隣接地に新築移転し、子育て支援サービスの充実を図りました。

2 母と子の健康の保持・増進

平成28年度より2歳児・転入児・2歳以上の未就園児の家庭を訪問し、積極的に子どもやその保護者の健康状態等を把握しています。

また、子育て世代包括支援センターを令和元年7月に開設し、妊娠期からの関わりを強化し、安心して産み育てる環境を整備しています。



3 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境を整備するため、労働環境の改善に向けた啓発を行うとともに、平成30年3月にファミリー・サポート・センターを新たに設置し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進しています。

4 要保護児童等へのきめ細かな対応

乳児や転入児など、すべての子育て家庭へ訪問し、支援が必要と思われる家庭の早期発見・早期対応を行っています。

また、ひとり親家庭に対しては、子育て・生活支援策や就業支援策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進しています。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

第1期計画では、子ども・子育て支援法における本計画の目的等を勘案した上で、次代を担う子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本として、子ども・子育て新制度による各種施策などを通じ、最適な子ども・子育て支援を推進してきました。

現在、御浜町の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化の一層の進行を背景に国策として、就学前教育・保育の無償化が実施されるなど仕事と子育ての両立の実現による出生率向上の取り組みが進められており、子ども・子育て支援に係るニーズが多様化し、包括的な支援が求められる状況となっています。

本計画においても、親としての成長を支援することで子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の実現を目指すため、第1期計画における基本的な考え方を踏襲し、施策を推進します。

育児に関する不安を解消するために、子ども家庭室を中心に子育て家庭に対する支援拠点体制を整備し、妊娠・出産期から子育て期において切れ目のない支援を進めていますが、子どもが保護者の愛情を感じながら成長するためには、保護者は地域の応援や子育て支援サービスを利用するなど、安心して子育てができる環境が必要となります。そのため、子ども家庭総合支援拠点を整備し、良質かつ適切な提供を目指すとともに、要保護児童等への支援や、子育て家庭の経済的負担の軽減にも配慮した子どもの貧困対策の推進を図ります。

2 基本目標

基本方針を実現するために、第1期計画の基本目標を継承しつつ、基本目標を設定します。

基本目標1 子育て支援の充実に向けた環境づくり

乳幼児期は子どもの生涯にわたる豊かな人間性を培う重要な時期であり、年齢に応じた質の高い教育・保育が求められます。

また、親となる喜びとともに、このまちで子どもを生み育てることに喜びや楽しさが実感できる環境づくりが必要となります。

子育てをしているすべての家庭の置かれた状況や実情など踏まえ、中・長期的な視点に立ち、利用者の多様なニーズに対応できるよう、子育てを支援する環境づくりの充実を図ります。

基本目標2 母と子の健康づくり

安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期から切れ目のない適切な支援が必要となります。

子育て世代包括支援センターを中心に、安全で安心な妊娠・出産を支援するとともに、妊婦・産婦の出産や育児に関する不安を解消するために、妊娠期から切れ目のない支援を推進します。

基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの健やかな育ちを支えるためには、子どもが安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識づくりを進めるとともに、子どもや子育てをしている保護者が安心して過ごせる居場所づくりを進めるほか、町民一人ひとりが子育て支援に取り組むことができる環境づくりを推進します。

基本目標4 要保護児童等へのきめ細かな支援体制づくり

支援を必要とする家庭は様々な困難を抱えており、個々の家庭に応じた支援が必要となります。

児童虐待を未然に防止するため、早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。また、障がいのある子どもについては、必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。



基本目標5 子どもの貧困対策における支援体制づくり

子どもたちが自分の可能性を信じて挑戦することにより、未来を切り拓いていけるような社会であることが必要ですが、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくありません。

そのため、子どもの貧困問題を地域全体でとらえ、子どもの貧困対策を早急に進めていく必要があります。

まずは現状把握に努め、課題の整理を行いながら、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。